管内概況

(1)立地

北勢地域は本県最北部に位置する桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、の2市2町、それに隣接する四日市市、三重郡の1市3町、さらに、その西南部に接する鈴鹿市、亀山市の2市の合計5市5町からなり、総面積は109,118haで、県土の18.9%を、人口は83万人で県総人口の44.4%を占めています。

西は滋賀県に境を接して鈴鹿山脈が連なり、鈴鹿国定公園として雄大な自然、景観を展開し、東は伊勢湾に面した海岸が広がっています。鈴鹿山脈から発生する諸河川(員弁川、朝明川、内部川、鈴鹿川等)の流域は伊勢湾に向かって緩斜面で展開する伊勢平野を生成し、広大な水田地帯を形成しています。

一方、鈴鹿山麓より伊勢湾に至る丘陵地は広大な茶・花木・野菜等の畑作地帯を形成して います。

気象は比較的温暖で、東海型に属しており、四日市市における気温・降水量(平年値)は、年間平均気温 14.9 、年間降水量 1,986mmとなっています。鈴鹿山地(海抜 800~1200m)は四季を通じて平野部より低温であり、冬季は山越気流の風下強風域になり、いわゆる「鈴鹿おろし」のため伊勢平野北部は寒く、時雨や、氷雨にみまわれる一方、沿岸部は伊勢湾によって寒気も調整され一般に温和で、鈴鹿市白子附近から以南では冬季の降雪も少なくなっています。

管内は、商工部門及び森林・林業部門については北勢地域全域を所管していますが、農業 及び環境部門については、四日市市、三重郡及び鈴鹿市、亀山市を所管しています。

(2)農業・農村の現状

(1) 伊勢湾岸~平坦地帯

伊勢湾岸地帯では都市化が進む中、兼業型水稲単作の経営が中心となっていますが、一部では、水稲の作業受託、観葉植物、切り花、軟弱野菜の施設園芸が行われています。

また、消費者と直結した流通販売ルート(朝市等)を確保し、たくましい担い手が活躍しています。

平坦地帯では、水稲 + 麦 (大豆)、トマト・イチゴ主体の施設園芸、露地野菜、畜産経営で優良な経営体が多く定着しています。

しかし、都市開発の進展による地価の高騰や環境問題等が山積しており、特に大規模経営を目指す土地利用型農業者にとっては、水田営農システムの遅れもあり、経営耕地の分散による作業効率の低下、農産物価格の低迷と機械・施設の過剰投資によって厳しい経営となっています。

(2) 鈴鹿山麓地帯

この地帯は、茶園面積が三重県全体の 62%を占める産地で、生産農家 1 戸当たりの平均規模は 87a となっていますが、茶園が分散しているため作業効率が悪い状況にあります。また担い手の高齢化、雇用確保の困難、作業時の身体への大きな負担等が経営規模拡大の阻害要因となっています。

次に、三重さつきを中心にした花木が 500ha 栽培され、さつき・つつじ類の低木は三重県 全体の大半が当地域にて栽培されています。

花木類の多くは、出荷時に根巻き作業が必要であり、出荷時の労働がきつくなっています。

さらに出荷が困難な時期の需要も増えつつあり、コンテナ栽培が増加しています。

(3)農業農村整備事業について

農業農村を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しく、農村地域の都市化・混住化の進展、中山間地域の担い手不足・高齢化など、これらを背景とする集落機能の低下等が進展しています。

このような情勢に対応するためには、食料自給率の向上、農業生産活動における多面的機能の発揮、農業の自然環境機能の維持増進などが極めて重要であり、平成 11 年 7 月に「食料・農業・農村基本法」が制定されたところです。

このため、本事業として食糧・農業・農村基本計画や、県民しあわせプラン第二次戦略計画に沿って、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」などの農業・農村整備事業を計画的かつ効率的に推進します。

(4)森林・林業の現状

管内の森林面積は40,478haで、森林率は37%となっています。このうち、民有林は38,376ha で森林全体の95%を占めています。

民有林のうち、18,866ha が人工林で、人工林率は 49%と県平均人工林率 62%を大きく下回っています。また、民有林の蓄積は 5,393 で、1ha 当たり蓄積は 141 と、県平均の185 を下回っています。

(1)員弁川、三滝川流域

下流に桑名市、四日市市が発達し、名古屋圏に近いこともあり、流域全体が都市近郊林の 性格を持っています。

また、都市化により、住宅団地、事業場などに転用される森林も多く、地味が劣ることもあり、人工林率は40%と低く、天然広葉樹林が多く残されています。

所有形態は、かつての入会集団の系譜を持つ共有林が多く、分割されて個人所有となった 森林は総じて零細規模です。加えて、他産業への就業機会に恵まれているため、林地は経営 目的ではなく、資産として保有している林家が大部分であり、林業生産活動は低調です。

地質は、基石が砂岩や花崗岩で、堆積した土壌は侵食を受けやすく、中下流域が都市化されていることもあり、木材生産よりも環境保全や災害防止面に強い期待がかけらけれています。

(2)鈴鹿川流域

本地域は、人工林率が64%と高く、優良な森林資源が成熟しつつあります。

亀山市関町を中心とする上流域に優れた林業地があり、林業産地としての規模は小さいものの、核となる鈴鹿森林組合は木製品の販売や森林総合利用などの経済事業も活発であり、 素材市場、製材工場もあって林業産地を形成しています。

今後、森林施業の集約化を図り、素材の安定的な供給体制の整備に向けた取り組みが課題となっています。

(5)商工業の現状

工業では、平成 17 年工業統計調査によりますと、三重県の製造品出荷額等は全国 10 位の 9 兆 4,581 億円で、前年比 7.8%増となりました。その中で、当北勢地域の製造品出荷額等は 6 兆 1,636 億円で、県製造品出荷額等の 65.2%を占めています。北勢地域には、輸送用機械、電子部品・デバイス、石油化学などの大手メーカーが立地し、周辺にその関連企業が多く集積

する産業構造となっており、これらの産業が北勢地域製造品出荷額等の約7割を占めています。平成17年には電子部品・デバイス、輸送用機械が全体を牽引する形で景気の改善が見られ、中小企業にも回復の裾野が広がりました。

また、当管内の地場産業としては、萬古焼、鈴鹿墨、伊勢型紙、ローソク、鋳物などがあります。

商業では、平成 16 年商業統計調査によりますと、管内の商店数は 8,888 店、従業者数は 63,305 人で、県内のそれぞれ 38.2%、43.1%を占めています。

観光では、当管内には魅力ある観光資源があり、それぞれに集客が図られてきました。中部国際空港開港、愛知万博の開幕を契機にこれらの観光資源を利用した広域周遊型の観光を含め、地域の特色ある観光資源の発掘・情報発信とネットワーク化が進みつつあります。

(6)環境の現状

昭和 30 年代からの高度経済成長期には、わが国初の大規模石油化学コンビナートが四日市市に誘致され、コンビナートに立地する企業が次々と操業を開始し、四日市地域は全国有数の石油化学都市として歩み始めました。このような中、コンビナートから排出された硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが大きな社会問題に発展しました。高度経済成長の過程で生じたこれらの公害問題は、当時の日本の縮図でもあり、四日市ぜんそくは、熊本県・新潟県の水俣病、富山県のイタイイタイ病と合わせて、四大公害と呼ばれました。

このような産業活動による公害問題は、三重県公害防止条例による硫黄酸化物総量規制などの国に先駆けた公害対策の実施や、企業の公害防止設備の導入など、企業、住民、行政の努力により、昭和52年(1977年)には、二酸化硫黄の環境基準を達成するまでに至り、大幅に改善されました。

一方、近年は、自動車排出ガスによる大気汚染、廃棄物の不適正処理にかかる環境影響、 地球環境問題等、今日の社会経済活動や各人の生活様式に起因する環境問題が起きてきてい ます。

(1)大気汚染

大気環境基準は環境基本法第 16 条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもので、平成 17 年度(2005 年度)の当事務所管内の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局 11 局(四日市市 8 局、鈴鹿市 1 局、亀山市 1 局、川越町 1 局)すべてで環境基準(日最高値(日平均値の 2%除外値): 0.04ppm)を達成しました。最高は「三浜小学校局」の 0.013ppm、最低は「東名阪局」の 0.004ppm でした。

窒素酸化物は、測定局 14 局(四日市市 9 局、鈴鹿市 2 局、亀山市 2 局、川越町 1 局)のうち「納屋局」は自動車排出ガスの影響を受け 0.074ppm の高濃度を記録し、環境基準(日最高値(日平均値の 98%値): 0.04ppm から 0.06ppmm までのゾーン内またはそれ以下)を達成できませんでしたが、「納屋局」以外の測定局は環境基準を達成しました。

(2)水質汚濁

平成 17 年度(2005 年度)の公共用水域の水質汚濁状況については、次のとおりです。 水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目(BOD、COD ほか)については、当事務所管内 8 河川 13 水域(15 地点) 2 海域 3 水域(8 地点)で水 質調査を実施しました。その結果、河川にかかる有機汚濁の指標である BOD は、すべての 水域で環境基準を達成しました。また、海域にかかる有機汚濁の指標である COD は、2 海 域3 水域(8 地点)のうち、1 水域が環境基準を達成していましたが、2 水域(四日市・鈴 鹿地先(甲)(乙))は未達成でした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目(カドミウム、シアン他 26 項目)については、当事務所管内 9 河川 14 水域(15 地点) 2 海域 3 水域(3 地点)で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進が図られているところですが、平成 18 年度末(2006 年度)の三重県の生活排水処理施設の整備率は 71.5%と全国平均(82.4%)に比べ低い状況にあります。当事務所管内の整備率は 84.9%で、県の中間目標値(平成 22 年度:76.5%)を越えており、全国平均をもわずかに上回っています。

(3)産業廃棄物

県内の産業廃棄物処理施設は 564 施設あり、当事務所管内には 220 施設が立地しており、 処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破砕施設などの中間処理施設が 206 施設、最 終処分場は安定型、管理型をあわせて 18 施設となっています。

産業廃棄物不法投棄等の是正推進については、平成 15 年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律」が制定され、産業廃棄物の不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を支援する仕組みが整備されたのを契機に、長期間大量に不適正処理されたままとなっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案(県全体で 11 事案、うち当事務所管内7事案)に対して、平成 16 年度から順次、安全性確認調査を行い、生活環境保全上支障があると認められた事案については、原因者等に改善措置を講じさせるなど必要な対応を進めています。

(7)県民しあわせプラン 第二次戦略計画での位置付け

第二次戦略計画の期間内(H19~H22)における北勢地域の取組みについて、第二次戦略計画から以下のとおり転記しました。

(1)地域の現状

大部分が名古屋または四日市の都市圏に含まれる地域で、製造業の産業集積が進み、日本経済をけん引する中部圏の一翼を担うとともに県内経済をけん引しています。その一方で、県内有数の誘客数を誇る都市型レジャー施設や鈴鹿山系の自然といった観光資源を有するほか、農業生産額も大きな地域です。東名阪自動車道や新名神高速道路といった高速道路、四日市港など、県内外との交流を可能とする基盤整備が進んでおり、地域の産業を支えています。

なお、「平成 18 年度 1 万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される 北勢地域の特徴的な項目として、「福祉サービス」「ごみの減量」「きれいな空気」の 3 つがあ ります。

(2)県の主な取組

県土づくりの振興方向「産業集積活用ゾーン」の中核的な役割を果たすことが期待され、 自律的産業集積を促進するために、製造業の人材育成や、素材・部材産業の研究開発機能の 集積などに取り組みます。一方、観光については多様な主体による観光の魅力づくり・人づ くりを進めて誘客をはかります。

農水産業については、地域特産物を高付加価値化する技術や生産技術の開発、水産資源管理の支援の支援などに取り組みます。

これらの取組を支えるため、県内外との交流を促進する新名神高速道路・北勢バイパス といった道路網、四日市港などの交通基盤を整備するとともに、伊勢湾の環境創生にも取り 組むこととしています。

地域のくらしについては、自動車の排出ガス対策といった大気環境の保全、都市計画道路や下水道事業といった都市環境整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組みます。

(8)区域図

